

○網野光議長

再開いたします。

次に、金澤舞議員の市政に対する質問をお受けいたします。

6番 金澤舞議員。

〔金澤舞議員登壇〕

○金澤舞議員

6番金澤舞です。

質問させてもらう前に、私が在籍する鷺宮高校について紹介させていただきます。鷺宮高校は、挨拶と行事に力を入れている学校です。

まず挨拶です。学校内はもちろん、学校外でも地域の人とすれ違う度にすすんで挨拶するように心がけています。

次に行事です。行事は特に体育祭が盛り上がります。各ブロック4つに分かれ、クラス・学年の壁を越えて、心を一つに一生懸命優勝を狙います。他にも看板やTシャツ、ダンスなどをブロックに分かれて行い、他の学校にはない魅力の一つだと思います。

それでは、防犯対策の強化について質問させていただきます。

鷺宮高校から北東方向へ向かい葛梅に通じる田んぼの中の通学路、市道鷺宮263号線と市道鷺宮526号線には街灯が少なく、夜などは特に危険だと思います。夕方でも小学生が下校する時間は薄暗くなり、危険だと思います。

そこで次のことを質問したいと思います。

- (1) 街灯はどのくらいの間隔で設置していますか。
- (2) 街灯の電球はどのくらいの間隔で変えていますか。
- (3) 季節によって街灯をつける時間は決めているのでしょうか。

以上です。

○網野光議長

金澤舞議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔田中暄二市長登壇〕

○田中暄二市長

金澤舞議員のご質問に対しまして順次ご答弁申し上げます。

はじめに（１）のご質問でございます。

防犯灯の設置に関しましては、原則的には、地域の区長さんから毎年５月末ごろ市に提出される防犯灯設置要望書を受け、職員が夜間において現地を確認のうえ、あらかじめ定められております「防犯灯設置基準」に基づきまして、防犯上必要と認められる場所に設置しております。

この設置基準には、防犯灯が設置できる要件、設置要望の手続き、使用灯具などが定められています。

当該路線につきましても、この防犯灯設置基準に基づき、市道鷺宮２６３号線には１３基、市道鷺宮５２６号線には３基の防犯灯が設置されてございます。

ご質問の防犯灯を設置する間隔でございますが、防犯灯設置基準では、「他の防犯灯及び道路照明灯との距離が概ね３０メートル以上離れている場所」に設置することになっています。

しかしながら、設置基準を満たした場所であっても、防犯灯を設置できない場所、設置することが難しい場所等もございますので、ご要望にそえないこともございます。

また、道路の形状等の関係から明るさが確保できない場所におきましては、設置基準の「３０メートル以上離れている場所」に限らず対応をしております。

次に（２）のご質問でございます。

防犯灯に係る蛍光管等の交換時期につきましては、一般的には、蛍光管タイプで約１年、ＬＥＤ灯タイプで約１０年とされておりますが、市民の方からの通報や職員によるパトロール等によって球切れ等が確認できた場合には、速やかに蛍光管等の交換を行っています。

また、防犯灯そのものが劣化等により使用できなくなった場合には、ＬＥＤ灯タイプへの交換修繕も行っております。

次に（３）のご質問でございます。

防犯灯の点灯、消灯に関しましては、防犯灯に設置されております「自動点滅機」というセンサーによりまして、一定の暗さになると点灯し、一定の明るさになると消灯する仕組みになっております。従いまして、日の出と日の入りの時間によって

点灯、消灯する時間が変わってまいります。

いずれにいたしましても、地域の皆様が夜間でも安全・安心して通行できるよう、今後も防犯灯を設置してまいりたいと考えております。

○網野光議長

以上で、金澤舞議員の質問を打ち切ります。